

踏み出す前に ひと呼吸リスクを確認

其個的防止

平成29年度

冬の労災を

なくそう運動

平成29年12月15日



平成30年2月15日

主唱/山形労働局
各労働基準監督署



平成29年度「冬の労災をなくそう運動」実施要領(抜粋)

趣 旨(要旨)

積雪寒冷地である山形県は、12月から3月頃までの冬期間に、低温や降雪・強い季節風等により、日常生活においても様々な影響を受けています。また、この期間は、冬期型労働災害(凍結や積雪による転倒災害や交通事故等)が多発します。

この冬期型労働災害を防止するためには、労働者自らが雪や氷に対する危険性を再認識して基本的な作業手順及び交通ルールの厳守をすることや、事業者は、自らが安全に対する決意を明確にし、自然環境に対応した機械設備や作業環境を整備することが重要です。

このため、本年度も年末年始のあわただしさも重なるこの時期(12月15日から2月15日までの間)に、「冬の労災をなくそう運動」を展開し、冬期型労働災害を大幅に減少させるために以下の取組を実施するものです。

事業場の重点実施事項

- ①労働者出入り口に「天気予報」等の気象情報を掲示し、注意を喚起する。
- ②屋外通路や駐車場で特に滑りやすい場所の「危険マップ」作成、及び「見える化」ツールを活用した注意の呼び掛け。
- ③屋外及び屋外に通じる階段には滑り止めを設けるとともに除雪・凍結防止に努める。
- ④自動車の乗降時は、手荷物や携帯電話等を持たず、足元の凍結・積雪状況を確認する。

事業場のその他の実施事項

①気象情報の活用によるリスク低減の実施

(ア)大雪、低温に関する気象情報を迅速に把握する体制構築。(イ)警報・注意報発令時の対応マニュアルの作成・周知。(ウ)気象状況に応じた出張、作業計画等の見直し。

②通路、作業床の凍結等による危険防止の徹底

(ア)滑りにくい履物の着用・滑り防止用アタッチメントの使用の励行等。(イ)凍結路面等での、荷物の運搬方法・作業方法の見直し。(ウ)ポケットに手を入れたままの歩行禁止の徹底、凍結路面等での滑りらない歩き方(すり足等)の呼掛。(エ)凍結のおそれのある屋内の通路・作業場に、温風機を設置する等の凍結防止策。

③中高年層労働者対策

中後年層労働者に対し、運動機能の低下等により危険性が高くなることを周知し注意喚起する。

④屋外作業における対策の実施

(7)大雪や吹雪等の悪天候時には極力作業を行わない。(4)建設機械等への暖房設置及び、常時連絡できる無線機等の備え付け。(ウ)作業通路の路肩に、ポール等の標識設置。(エ)誘導者に、建設機械等の運転者が容易に認識できる色彩の服装をさせる。

⑤交通労働災害防止対策の徹底

(ア) 冬用タイヤの早期装着。磨耗状況の随時点検。路面状況に応じタイヤチェーンの使用。(4) 所要時間、制限速度等を考慮して無理のない運転計画。(ウ) 「冬道の安全運転5則」(山形県警察本部「交通安全のしおり」)に基づく運転。

⑥雪下ろし作業等における安全対策の実施

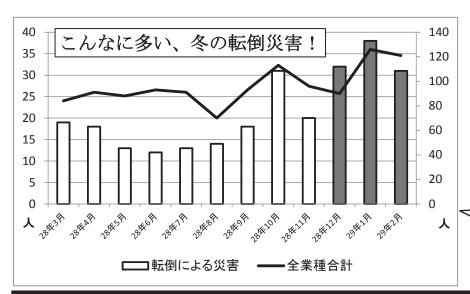
(ア)あらかじめ作業場所の状況を確認し、作業手順を定め、関係者に周知する。(イ)親綱等を設け、安全帯を確実に使用する。(ウ)保護帽(墜落時保護用)を必ず着用する。(エ)昇降用はしごは積雪より高くなる充分な長さのものを使用し、転倒しないよう上部を固定する。(オ)上下同時作業を行わない。また、合図を徹底する。(カ)軒先からの落雪のおそれのある場所は、立入り禁止措置を行う。(キ)建設機械等による除排雪に際し、合図等による接触防止措置を徹底する。(カ)除雪機械等に雪や氷が詰まった際は、動力を停止しブレード等の回転が停止したことを確認し対処する。

⑦一酸化炭素等の中毒予防対策

(ア)自然換気が不十分な場所では、原則として内燃機関・練炭コンロ等を使用しない。(イ)やむを得ず内燃機関・練炭コンロ等を使用する場合は、CO濃度測定・換気の実施するとともに、CO中毒防止のためのガイドライン等に沿った対策を行う。

⑧雪崩災害防止対策の徹底

(ア)山間部や斜面の下等では、雪崩発生の危険について事前に充分な調査を行う。(イ) 気象情報に十分注意し、大雪や大雨、気温の上昇等急激な天候の変化の直後は作業を行わない。(ウ) 過去に雪崩が発生した場所等では、監視人を置き、積雪面を観察する。(エ) 救助と蘇生の方法について周知する。(オ) その他、山形労働局版「雪崩災害防止対策要領」(平成13年11月)によること。



【ポイント】

冬期間は、労働災害が多発 する傾向にあります。

特に転倒による労働災害 は、夏場の2倍程発生していま

冬場は、降雪や凍結路面の 影響で、交通事故だけでな く、歩行中転倒し骨折するな ど労働災害が多発します。

グラフの実線は、月ごとの休業4日以上の死傷者数で、縦棒は、うち転倒による休業4日以上の死傷者数。

山形労働局健康安全課 山形労働基準監督署 庄内労働基準監督署 023-624-8223 023-624-6211

0235-22-0714

米沢労働基準監督署 新庄労働基準監督署 村山労働基準監督署 0238-23-7120 0233-22-0227 0237-55-2815